

「京都市中央市場共同引越事業支援業務」に係る企画提案書募集 実施要項

1 業務委託の目的

京都市中央市場(京都市中央卸売市場第一市場)では、施設の現地建替えを進めており、市場施設を使用する事業者は、営業を継続しながら仮設及び本施設へ移転することとされている。移転時期は、整備が行われる施設毎に開設者から指示され、短い期間の中で多くの事業者が同時に引越を行う必要がある。

このため、効率的かつ安全に集団移転を行うことを目的として、事業者組合が共同で京都市中央市場移転協議会(以下「移転協議会」という。)を立ち上げ、複数店舗・事務所の引越を同時に行う共同引越事業を実施することとした。

本業務は、移転協議会からの委託を受け、共同引越事業の実務を担当するものである。

2 委託業務の概要

別紙仕様書のとおり

3 委託契約期間

移転協議会が、各移転対象者の共同引越事業毎に委託契約を締結する。各委託契約の終了日は、仕様書に記載する「業務実施期間」とする。

4 委託費の支払方法

各移転対象者の共同引越事業終了毎に、受託者からの請求に基づき、引越費用を支払う。

5 提案書募集への参加資格

応募の資格者は法人又は法人以外の団体とし、次の要件を満たす者とする。

- ① 本委託事業に関し、業務の目的及び内容を十分に理解したうえで、公益に資する意思を持って本事業に参加する者であること。
- ② 代表者が成年被後見人、被保佐人又は破産者でないこと。
- ③ 法令の規定により、営業について免許、許可又は登録等を要する場合にあっては、当該免許、許可又は登録等を受けて当該営業を営んでいること。
- ④ 国税及び地方税を滞納していないこと。
- ⑤ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体でないこと。
- ⑥ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団でないこと。また、次に掲げる者でないこと。

ア 法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)

イ 次のいずれかに該当する者

- 1) 法人の役員等が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
- 2) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
- 3) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

- 4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 5) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不正に利用している者
- ⑦ 上記⑤及び⑥に該当する者の依頼を受けて参加しようとする者でないこと。
- ⑧ 提案した企画・運営内容を自らが遂行するのに必要な経営基盤を有し、かつ資金等について十分な管理能力を有していること。
- ⑨ 京都市中央市場から 30 分以内の場所に自社の営業所があり、緊急時に即応できる体制がとれること。
- ⑩ 過去 5 年間に京都市内の公的機関（図書館・役所・病院等）の大型移転業務（契約金額 1,000 万円以上（税抜き））に関する契約を元請として締結し、適切に履行した実績のある事業者であること（証明書類として契約書の写しを提出要）。
- ⑪ 産業廃棄物の処理に関し、産業廃棄物収集運搬業許可（京都府）を取得していること。
- ⑫ 市内に自社の営業倉庫（1,000 坪以上）を所有していること。

6 企画提案書の募集・選定手続等

次に示すところにより、企画提案書等を提出するものとする。

（1）提出書類及び提出部数

- ① 参加表明書（様式 1） 1 部
- ② 提案書（A 4 版で 20 ページ程度、自由様式） 5 部
別紙仕様書を十分理解したうえで、業務内容に係る企画提案書を提出すること。
企画提案書には、以下の事項を必ず盛り込むこと。
 - ・ 業務実施体制（業務の一部を再委託しようとする場合は、予定している再委託先の記載）
 - ・ 類似業務の実績（「5」の⑩）に記載する大型移転業務の実績を証明する書類の添付）
 - ・ 業務の実施目的、内容
 - ・ 移転対象者の引越しに係る負担を軽減する提案
- ③ 会社案内 5 部

（2）提出方法

事前に電話予約のうえ、提案内容を説明できる者が以下に記載する提出場所へ持参すること。

- ① 提出場所
京都市中央市場移転協議会（京都市中央卸売市場協会内 担当：沖・岡本）
〒600-8847 京都市下京区朱雀分木町80番地
電話：075-323-6777
電子メール：info@kyoto-ichiba.jp
- ② 提出期限
令和2年9月25日（金）16時

(3) 質問期限及び回答

質問は、令和2年9月15日(火)16時までに、以下のアドレス宛に電子メールで行うこと。なお、回答は9月18日(金)までに、質問者に対して電子メールで行う。

<質問受付アドレス>

京都市中央市場移転協議会（京都市中央卸売市場協会内 担当：沖・岡本）

電子メール：info@kyoto-ichiba.jp

(4) その他の注意事項

- ① 提出書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- ② 失格となる参加表明書及び企画提案書
参加表明書及び企画提案書が次の事項の一つ以上に該当する場合には失格となる場合がある。
なお、失格となった場合は、別途通知するものとする。
ア 提出期限，提出先，提出方法に適合しないもの。
イ 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
エ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ③ その他
ア すべての提出書類の作成・提出に係る費用は，提案者の負担とする。
イ 提出された企画提案書は，受託者の選定以外には，提案者に無断で使用しない。
ただし，提案の内容については，今後の参考にすることがある。
ウ 提出された書類は，受託者の選定を行う作業に必要な範囲において，複製を作成することがある。
エ 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めない。
オ すべての提出書類は，返却しない。

7 提案の審査・選定等

(1) 審査方法

委託先候補者の選定は，移転協議会が設置する委託先選定委員会（以下「選定委員会」という。）において，提出書類の審査により行う。必要に応じて，企画提案書の内容に対してヒアリングを行う。

(2) 審査基準

次の項目を総合的に評価し選定するものとする。

- ① 業務実施体制について
ア 業務を遂行する体制は整っているか
イ 類似業務の実績を豊富にもっているか
- ② 業務実施内容について
ア 業務の目的を理解できているか。
イ 業務実施方針は妥当か（的確性，実現性，独創性）
ウ 移転対象者の負担を軽減する追加提案が含まれているか（的確性，実現性，独創性）

③ 追加提案について

仕様書に規定する項目以外に、効果的な追加提案があるか。

(3) 委託先候補者の決定

選定委員会の選定結果を踏まえて、移転協議会で決定する。

(4) 選定結果の通知

選定結果は、9月29日(火)以降に委託先候補者へ内示を行った後、様式2により、全参加者に対して郵送で通知する。

(5) 選定後の契約手続等

選定委員会が選定した委託先候補者と協議のうえ、契約する。

なお、契約が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

契約内容は、仕様書及び委託先候補者の提案内容を踏まえたものとするが、物価変動等の諸事情により契約変更を要する場合は、委託先候補者と協議のうえ内容を決定する。

8 その他

- ・ 委託事業の開始から終了までの間、事業の円滑な実施のために、事業実施方法や進捗状況の確認等、移転協議会との連絡調整を密に行うこと。
- ・ 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。
- ・ 本事業を通じて、著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て移転協議会に帰属するものとする。